

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年7月20日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

本件処分により、生活扶助が支給されなくなり、住宅扶助が少なくなったので不服申立てをする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 1 2 月 2 0 日	諮問
平成 29 年 1 月 2 7 日	審議（第 5 回第 3 部会）
平成 29 年 2 月 1 6 日	審議（第 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性等

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとしており、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。そのため、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

そして、法 11 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

(2) 生活扶助（入院患者）

保護基準によれば、基準生活費の算定について、入院患者日用品費は「病院又は診療所に 1 箇月以上入院する者」について月額 22,680 円以内で算定することとされている（別表第 1・第 3 章・1・(1)及び(2)）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、「病院又は診療所において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。」とされている（第7・2・(3)・ア）。

さらに、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」とされ、「入院患者日用品費は、原則として保護基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額を計上することとされている（第7・2・(3)・エ及びク）。

また、保護基準によれば、障害者加算（入院患者）について、「障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者」のうち、1級地（特別区の区域）の入院患者については月額14,590円を加算することとされている（別表第1・第2章・2・(1)及び(2)イ）。

(3) 住宅扶助（入院患者）

局長通知によれば、入院患者がある場合等の住宅費の取扱いについて、単身の者が、医療機関等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこととされている（第7・4・(1)・エ・（ア））。

(4) 医療扶助（移送費）

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年

9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、(略)給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」(運営要領第3・9・(1))とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(運営要領第3・9・(2)・ア)等としている。

(5) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている(第8・3・(2)・ア・(7))。

また、局長通知によれば、国民年金法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている(第8・1・(4)・ア)。

そして、「生活保護運用事例集2013(平成27年度修正版)」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成)問7-25によれば、都においては、心身障害者福祉手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けているとされている。

(6) 収入充当

次官通知によれば、保護の種類は、認定した収入額を、原則

として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとされている（第10）。

2 本件処分について

(1) 生活扶助及び住宅扶助

処分庁は、本件処分の時点で請求人の入院が1か月以上継続していたことから、保護基準及び局長通知（上記1・(2)・(3)・(5)）に基づき、入院日の属する月（平成28年6月）の翌月の初日である同年7月1日を変更日として、請求人については、1か月以上入院することを要する者として、月額で、生活扶助については、入院患者日用品費の基準額の全額である22,680円及び障害者加算14,590円の計37,270円、住宅扶助については、入院期間中も従来通り住宅費を支出しなければならないものとして53,700円、収入認定額を65,008円としたことが認められる。

その上で、処分庁は、次官通知（上記1・(6)）に基づき、収入認定額65,008円を、まず生活扶助37,270円に充当し、次に住宅扶助53,700円に充当した結果、請求人に係る生活扶助を0円、住宅扶助を25,962円と算定したことが認められる。

(2) 医療扶助（移送費）

処分庁は、運営要領（上記1・(4)）に基づき、請求人の〇〇センターへの通院日（平成28年6月2日）が本件定期券の購入日（同月3日）よりも前であったことから、医療扶助（移送費）については、〇〇センターへの通院に係る交通費320円（片道運賃160円×2の1日間分）に、本件定期券の購入費

用 4, 850 円を合算した額に相当する 5, 170 円と算定したことが認められる。

(3) 以上のことから、処分庁が、請求人の平成 28 年 7 月分の保護費を 31, 132 円（内訳：住宅扶助 25, 962 円、医療扶助（移送費） 5, 170 円）と決定した本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違算等の事実も認められないことから、違法又は不当な点はない。

3 請求人は、生活扶助が支給されなくなり、住宅扶助が少なくなった旨主張するが、上記 2 のとおり、本件処分は法令等の定めに基づき適正になされており、違算等の事実も認められないことから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成